

一般社団法人教育ネットワーク中国 事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、教育ネットワーク中国の定款第25条の規定に基づき設置する事務局の組織、運営及び事務処理に関して必要な事項を定める。

(職員)

第2条 事務局に、次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務職員

2 事務局には、必要に応じて事務局長補佐を置くことができる。

3 職員は、代表理事が任命する。

(職務)

第3条 事務局長は、代表理事を補佐し、代表理事の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局長に事故あるときは、事務局長が指名する者がその職務を代行する。

(事務処理の原則)

第4条 すべての事務は、専決事項を除くほか、代表理事の決裁を受けた後でなければこれを処理してはならない。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長は、次の事項を専決することができる。

(1) 職員の事務分担の決定

(2) 一件の金額50万円未満の予算の執行

(3) 社員総会、理事会及び委員会の開催に関する事務

(4) 不要物品等の棄却処分

(5) その他軽易な事項に関する事務

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1 この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

2 この規程は、2条及び3条を改正し2013（平成25）年4月1日から施行する。

3 この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。